平成２８年（フ）第２２６号
堺市南区原山台１丁５番３―607号
債務者　岸本　晶彦
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２２８号
堺市北区大豆塚町１丁60番地５　市営大豆塚団地１棟412号
債務者　辻本　博美
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１７号
山口県宇部市今村北４丁目20番15号
債務者　藤井　一徳
1　決定年月日時　平成28年４月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月２日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２８年（フ）第２４号
岩手県花巻市下小舟渡399番地１　エトワール101号
債務者　君塚　柳一
1　決定年月日時　平成28年４月８日午前10時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月８日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２８年（フ）第２２号
富山市萩原550番地　エスポワールM301号
債務者　西村　幸平
1　決定年月日時　平成28年４月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月８日まで
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第６号
石川県羽咋郡宝達志水町北川尻子１番地
債務者　南谷　岩雄
1　決定年月日時　平成28年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月８日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２８年（フ）第３６号
福井県勝山市北郷町檜曽谷第８号３番地１
債務者　井中　盛司
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月８日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第４２号
福井市学園１丁目３番22号　コーポ吉川２―２号室、旧住所福井県大野市新庄第６号30番地１　田中ビル２Ｆ
債務者　盛川　幸裕
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月８日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第５３号
福井市石盛町第32号25番地１、旧住所福井市上野本町第20号11番地　ポレールＳ２号
債務者　宇野　恭子
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月８日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３９号
長野県松本市大字岡田下岡田39番地２　キャピタルメゾンウメムラ302号
債務者　西山　真弓
1　決定年月日時　平成28年４月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月８日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第４０号
長野県安曇野市豊科高家6447番地３　アルファ２　206号
債務者　上原清美こと　金　　淑子
1　決定年月日時　平成28年４月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月８日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第４３号
長野県松本市波田9954番地４　ビレッジアクシスＡ棟、住民票上の住所長野県上伊那郡宮田村6195番地122
債務者　宮下　潤子（旧姓滝澤・遠藤・山田）
1　決定年月日時　平成28年４月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月８日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第１５９号
北九州市小倉南区上吉田３丁目22番17―405号
債務者　宮永　恵子
1　決定年月日時　平成28年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１６０号
北九州市八幡西区光貞台２丁目７番５号（302号）
債務者　緒方　一弘
1　決定年月日時　平成28年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１７２号
福岡県中間市星ヶ丘９番203号
債務者　原田　浩美（旧姓飯森）
1　決定年月日時　平成28年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第６７号
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町吉田2215番地１　目達原東団地Ａ―13号
債務者　長瀬　理香
1　決定年月日時　平成28年４月６日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月８日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第４４号
佐賀県鹿島市大字三河内甲2267番地２
債務者　水本　一彦
1　決定年月日時　平成28年４月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月８日まで
佐賀地方裁判所武雄支部